（7）保育・教育施設

①幼稚園・保育園

■市立幼稚園

市内の幼稚園においては、鹿島区の真野幼稚園は津波被害を受け、園に残っていた園児は、全員、真野小学校の屋上へ避難した。

市内の幼稚園も避難所となり、3 月 12 日から 14 日にかけては、炊き出しも行われた。14 日には無期限休園とすることが決まった。

平成 23 年度は 5 月 1 日時点では全幼稚園が休園していたが、6 月 1 日に鹿島区の鹿島幼稚園、上真野幼稚園が、9 月 1 日に同区八沢幼稚園が再開した。

平成 24 年度からは、鹿島区の 3 園と、原町区の大甕幼稚園と高平幼稚園が開園したが、園児数は 238 人（5 月 1 日時点）と、平成 22 年度の約 30%まで減少した。

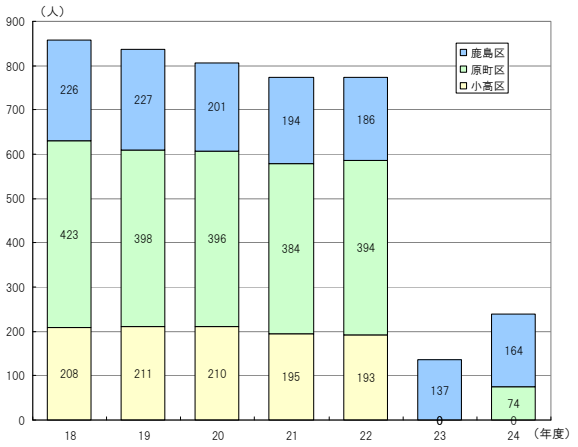

■市立幼稚園の園児数の推移
（各年 5 月 1 日現在、ただし平成 23 年は 6 月 1 日）

■市立・私立保育園

市立保育園は、平成 23 年度は 4 月 1 日時点で全保育園が休園していたが、5 月 6 日にかしま保育園、かみまの保育園が再開した。原町区内の市立 3 保育園については、震災前の入園予定園児数のおよそ 7 割が市外に避難しているため休園している。

私立保育園は、4 月 1 日から避難指示等が出されていなかった鹿島区において、臨時保育園として開設し、9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除された後の 10 月 11 日に、原町区で通常再開をした。

よつば乳児保育園西町園は平成 23 年 4 月 1 日に認可されたが、震災の影響により平成 24 年 1 月からの開所となった。

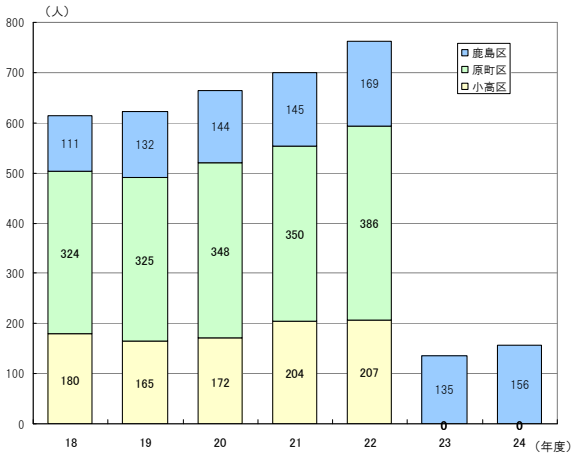

■市立保育園の園児数の推移
（各年 4 月 1 日現在、ただし平成 23 年は 5 月 6 日）

平成 24 年 4 月現在の市立および私立保育園の状況は下表の通りである。

震災前の在籍園等	震災前園児数	平成 24 年 4 月の園児数	就園率
公立保育園	753 人	157 人	20.8%
私立保育園	389 人	237 人	60.9%
保育園　計	1,142 人	394 人	34.5%

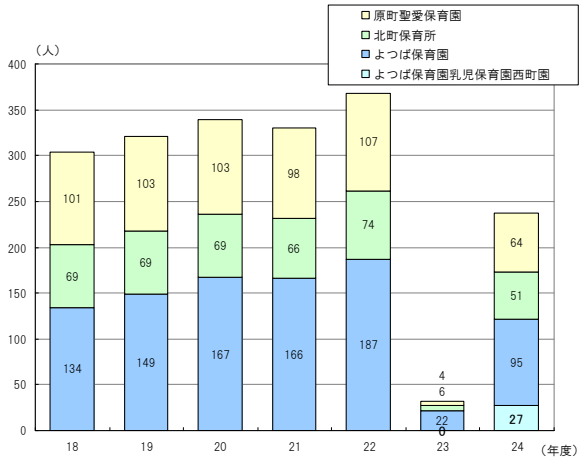

■私立保育園の園児数の推移
（各年 4 月 1 日現在、ただし平成 23 年は 5 月 6 日）

②小学校・中学校

市内の小中学校では、鹿島区の真野小学校が津波により被災し、建物が使用可能な学校は発災直後から避難所となり、給食室では炊き出しが行われた。

教育委員会では、児童・生徒の所在を把握するために対応マニュアルを作成し、安否情報の収集に努めた。

福島第一原発から 30km 圏内にあった市内の小中学校は、原発事故の影響により、教育施設の使用を休止せざるを得ない状態となり、30 ㎞圏外の鹿島小学校、八沢小学校、上真野小学校、鹿島中学校のほか、前川原体育館、鹿島農村環境改善センターの施設を使い、平成 23 年 4 月 22 日に再開した。

鹿島小学校には、鹿島小学校、原町第一小学校、原町第三小学校、小高小学校が、鹿島小学校体育館には、原町第一中学校が、八沢小学校には、八沢小学校、原町第二小学校、高平小学校、大甕小学校、太田小学校、福浦小学校が、上真野小学校には、上真野小学校、石神第二小学校、金房小学校、鳩原小学校が、鹿島中学校には、鹿島中学校、原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校、小高中学校が、前川原体育館には、石神第一小学校が、農村環境改善センターには、真野小学校が入った。

このとき、それぞれの学校からスクールバスによる登校となり、スクールバスは 20 台を運行した。

平成 23 年 9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除されたことを受け、30km 圏内でも学校を再開することが可能となり、原町第一小学校、原町第三小学校、大甕小学校の 3 小学校と原町第一中学校、原町第二中学校の 2 中学校は平成 23 年 10 月 17 日に再開した。

また、平成 24 年 1 月 10 日からは、地震の被害を受けた学校施設の修繕が完了した原町第二小学校、太田小学校、高平小学校が再開した。

さらに、平成 24 年 2 月 27 日からは、石神第一小学校、石神第二小学校の 2 小学校と、石神中学校、原町第三中学校の 2 中学校が自校での授業を再開した。

平成 24 年 4 月 1 日から、市内小中学校 22 校中 16 校が自校で学校を再開し、真野小学校、福浦小学校、小高中学校は、鹿島小学校の仮設校舎で、小高小学校、金房小学校、鳩原小学校は、鹿島中学校の仮設校舎で学校を再開している。

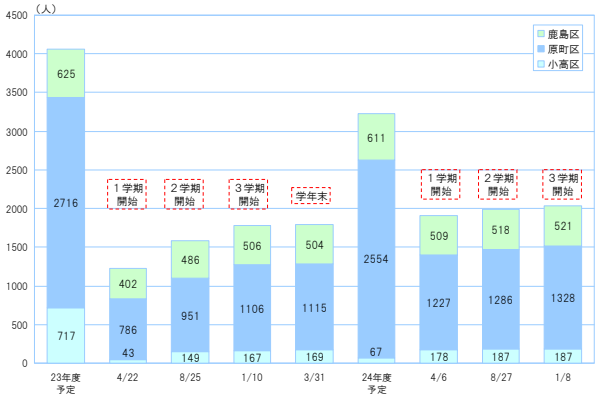

■震災後の市立小学校の在籍推移

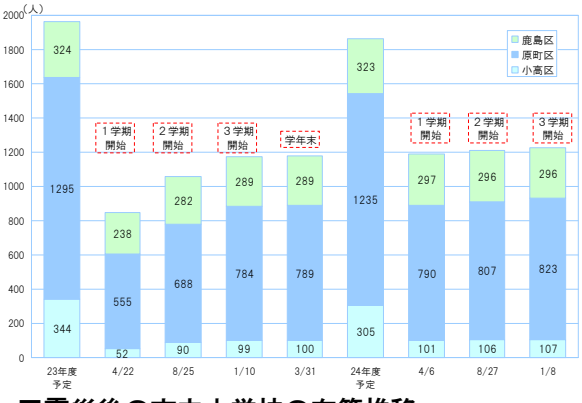

■震災後の市立中学校の在籍推移

津波の被害を受けた真野小学校

真野小学校入学式（平成 23 年 4 月 25 日）

（８）農業

①農地への津波被害

津波により防潮堤が倒壊し、沿岸部の農地は流失・冠水した。その浸水面積は、2,722ha にも及び、福島県沿岸部の自治体のそれを比較すると圧倒的に被害面積が広い状況であった。

また、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路、堤防等も機能しなくなり、元々、地盤が低いことも要因となり、水が引かない状況が続いた。

■農地流失・冠水等の推定面積

（単位：ha）

平成 22 年度耕地面積	農地流失・冠水等		推定面積の田畑内訳の試算	
	被害推定面積	被害面積率（%）	田耕地面積	畑耕地面積
8,400	2,722	32.4	2,642	80

資料：農林水産省大臣官房統計部農村振興局（平成 23 年 3 月 29 日発表）

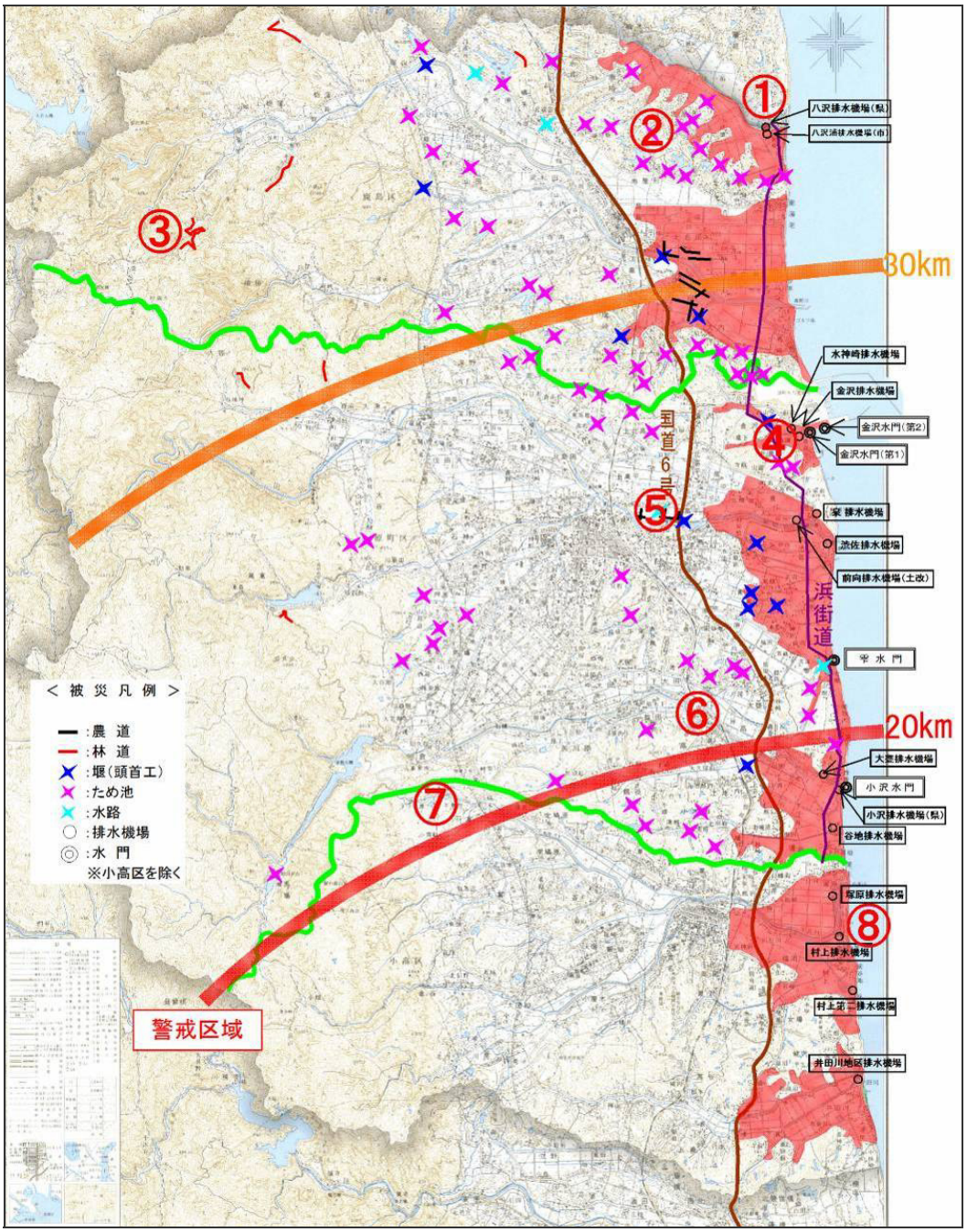

■東日本大震災による農業関連被災状況

②放射能汚染による農業への影響

南相馬市では、稲作については、福島第一原発事故の影響により、平成 23 年度、24 年度作付け制限を実施した。平成 25 年度も作付け制限が決定されている。その一方で、平成 24 年度は、米に含まれる放射性物質の測定等を行うために、小高区を含め市内 250 か所、計 40ha の試験田で試験的に作付けを行った。

野菜については、一般的に米と比べて土壌からの放射性セシウムの移行の程度が小さく、実際の検査でも基準値を超える放射性セシウムを含む品目はごくわずかであることから、作付制限は実施しなかった。市内産自家消費の食品等の放射能簡易分析は、市内生涯学習センター等において無料で実施している。

■南相馬市の農作物に関する状況

日付	状況	品目と状況内容
2013 年 1 月 31 日	出荷制限	野生鳥獣（いのしし）の肉の摂取及び出荷制限 ⇒食肉の放射性物質に関する暫定規制値（500Bq/kg）を超える個体を確認
2013 年 2 月　5 日	出荷制限	ウメの出荷制限指示の継続 ⇒一般食品の基準値（100Bq/kg）を超過したウメを確認。ウメの出荷制限は、平成 24 年度も継続
2013 年 2 月　5 日	摂取注意	ミョウガの摂取について（注意して摂取） ⇒一般食品中の放射性セシウムの基準値 100Bq/kg を大きく超えるミョウガを確認
2013 年 2 月　5 日	出荷制限	くるみの出荷及び接種について ⇒一般食品中の放射性セシウムの基準値 100Bq/kg を大きく超えるくるみを確認
2013 年 2 月 15 日	制限解除	大豆、小豆の出荷及び販売について ⇒放射性セシウムの基準値を下回ったため、平成 24 年産の出荷及び販売等の自粛は行わない ⇒対象生産地 旧太田村、旧大甕村、旧高平村、旧原町、旧真野村、旧八沢村、旧上真野村（旧石神村については出荷制限中）

資料：南相馬市ホームページ

（９）住居

①住家への被害

津波・地震で被害を受けた住家は、全世帯の約 18%に及び、津波被害を受けた住家については、警戒区域であっても調査を行った。地震による被害の調査は、すぐにできなかったために警戒区域が解除された後の調査となった。

■住家被害

（単位：世帯、平成 24 年 12 月 14 日現在）

	全世帯数	被害世帯数	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊	
			津波	地震	津波	地震	津波	地震	津波	地震
小高区	3,771	1,256	319	41	33	19	68	258	40	478
鹿島区	3,460	1,048	411	18	14	19	43	57	31	455
原町区	16,667	1,911	435	4	35	11	62	67	31	1,266
合　計	23,898	4,215	1,165	63	82	49	173	382	102	2,199

被害を受けた建物や道路

瓦礫の山が続く津波被害地（原町区）

津波に飲み込まれた集落（鹿島区）

建物の全半壊の被害が目立つ（小高区）

②応急仮設住宅

応急仮設住宅については、4 月 11 日から鹿島区において建設が開始された。この時点で、福島第一原発から 30km 圏内は、屋内退避指示（4 月 22 日以降、緊急時避難準備区域となる）が出されていたことから、原町区内に応急仮設住宅を建設することは認められなかった。

鹿島区の応急仮設住宅は、4 月 15 日から受付が開始され、5 月 28 日から入居が開始された。

原町区内で応急仮設住宅の建設が開始されたのは、9 月 30 日の緊急時避難準備区域が解除されてからのことであり、原発事故は、応急仮設住宅の建設及び入居等にも影響を与えた。11 月 15 日から入居が開始された。

南相馬市における応急仮設住宅について、建設型は平成 24 年 12 月 27 日時点で 2,783 戸が建設され、市営住宅を応急仮設住宅として 81 戸を提供した。

■応急仮設住宅建設・入居の経緯

月日	経緯
3 月　下旬	本庁建築住宅課より鹿島区建設課へ建設用地確保の要望
4 月 11 日	鹿島区内での建設開始
15 日	入居申請受付開始
5 月 28 日	入居開始
9 月 26 日	応急仮設住宅巡回バス運行開始
30 日	原町区内での建設開始
10 月 23 日	仮設商店街「かしま福幸商店街」オープン
11 月 15 日	原町区の応急仮設住宅へ入居開始

入居申し込みの様子（4 月 15 日）

鹿島区の仮設住宅（5 月 28 日）

鹿島区西町の仮設商店街（10 月 23 日）

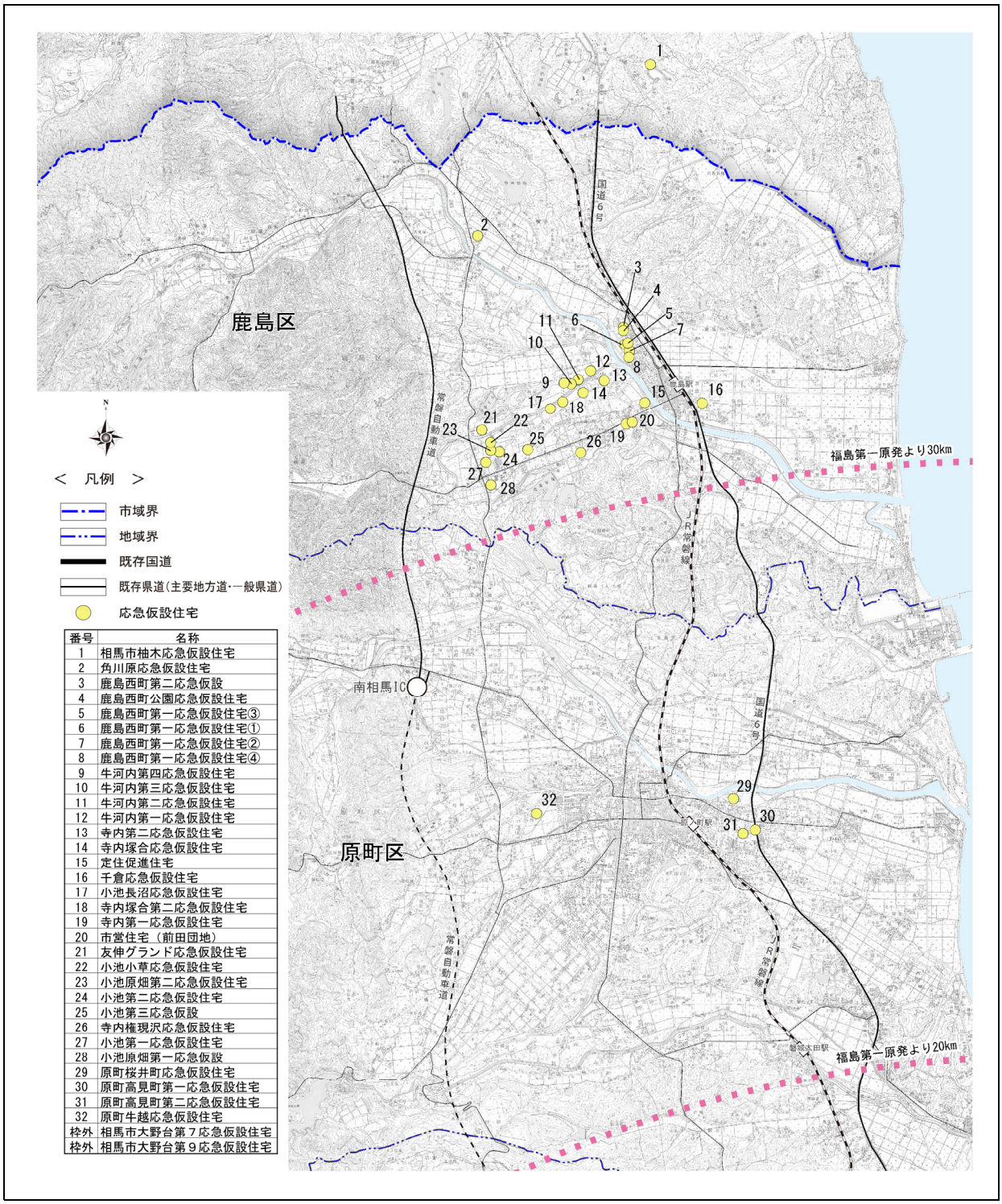

番号	名称
1	相馬市柚木応急仮設住宅
2	角川原応急仮設住宅
3	鹿島西町第二応急仮設
4	鹿島西町公園応急仮設住宅
5	鹿島西町第一応急仮設住宅③
6	鹿島西町第一応急仮設住宅①
7	鹿島西町第一応急仮設住宅②
8	鹿島西町第一応急仮設住宅④
9	牛河内第四応急仮設住宅
10	牛河内第三応急仮設住宅
11	牛河内第二応急仮設住宅
12	牛河内第一応急仮設住宅
13	寺内第二応急仮設住宅
14	寺内塚合応急仮設住宅
15	定住促進住宅
16	千倉応急仮設住宅
17	小池長沼応急仮設住宅
18	寺内塚合第二応急仮設住宅
19	寺内第一応急仮設住宅
20	市営住宅（前田団地）
21	友伸グランド応急仮設住宅
22	小池小草応急仮設住宅
23	小池原畑第二応急仮設住宅
24	小池第二応急仮設住宅
25	小池第三応急仮設
26	寺内権現沢応急仮設住宅
27	小池第一応急仮設住宅
28	小池原畑第一応急仮設
29	原町桜井町応急仮設住宅
30	原町高見町第一応急仮設住宅
31	原町高見町第二応急仮設住宅
32	原町牛越応急仮設住宅
枠外	相馬市大野台第７応急仮設住宅
枠外	相馬市大野台第９応急仮設住宅

■応急仮設住宅 位置図

③借上げ住宅

平成 23 年 4 月より民間借上げ住宅への入居者の募集が開始された。この時点で、福島第一原発から 30km 圏内は、屋内退避指示（4 月 22 日以降、緊急時避難準備区域となる）が出されていたことから、30km 圏外においてのみ、入居が認められた。

避難住民の住居の安定を図るため、借上げ住宅については、福島県などが以下のような措置をとった。

【福島県借上げ住宅の特例措置】

避難している住民の住宅対策として、「民間住宅の借上げ」を実施し、市町村が認めた世帯を対象に、県が借上げ住宅を供給する以前に、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の当該民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替え、借上げ住宅とする特例措置を講ずることとした。

■特例措置の概要

(1)平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 4 月 30 日までの期間に、既に避難住民が自ら手続きして入居した県内の民間賃貸住宅については、市町村が一定の要件に合致することを審査し決定したものは、平成 23 年 5 月 1 日以降に県との賃貸借契約に切り替え、借上げ住宅として取り扱うこととした。

(2)平成 23 年 5 月 1 日以降から県が別途指定する期日までの間、避難住民が入居しようとする県内の民間賃貸住宅については、市町村が一定の要件に合致することを審査し決定したものを県との賃貸借契約を締結した日から、県の借上げ住宅として取り扱うこととした。

(3)入居期間は、入居した日から原則 1 年間とし、最長 2 年間とした。

【民間借り上げ住宅の契約更新】

3 月 11 日の震災以降に福島県の借上げ住宅で避難生活を送っている場合、平成 24 年 3 月で契約期間が終了することになるが、平成 24 年 4 月以降の契約については、現在福島県と貸主との間で更新の手続きを行うこととした。なお、契約更新後の入居期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間とした。

【民間賃貸住宅借上げの家賃返還措置の再開】

平成 23 年 3 月 11 日以降、避難のため被災者自らが入居した県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還について、福島県内での取扱いを以下のとおりとし、県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間に、被災者が、既に支払った家賃等を福島県がさかのぼって負担することとした。

〇対象世帯

東日本大震災により住家が全壊等し居住する住家がない世帯、または、原子力事故による避難指示等が出ている地域内から避難している世帯で、自らの資力では住宅を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯

（1）避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅を、福島県借上げ住宅に切り替えた世帯

（2）避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅から、県内の別の応急仮設住宅等に住み替えた世帯

〇対象期間

東日本大震災発生日の平成 23 年 3 月 11 日から県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間

【県外で民間賃貸住宅の家賃当の遡及措置】

県外における民間賃貸住宅に係る家賃等の返還（遡及措置）に関し、原発事故に伴う避難等指示対象者については、原子力損害賠償制度による賠償対象となるため、これまで自ら負担した家賃等に関しては、東京電力への請求を行うこととした。